

○九州地方整備局告示第百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十三日

九州地方整備局長 小平田 浩司

第1 起業者の名称 熊本県

第2 事業の種類 県道小池竜田線改築工事（小池工区：熊本県上益城郡益城町大字小池字五反畑地内から同町大字島田字杉ノ下地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県上益城郡益城町大字小池字五反畑、字柳原、字小無田、字年ノ神並びに大字島田字東無田屋敷及び杉ノ下地内
- 2 使用の部分 熊本県上益城郡益城町大字小池字年ノ神地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**1 法第20条第1号の要件への適合性**

申請に係る事業は、熊本県上益城郡益城町大字小池字稗田地内から同町大字島田字杉ノ下地内までの延長1,631mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道小池竜田線改築工事（小池工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

**2 法第20条第2号の要件への適合性**

起業者である熊本県は、既に本件事業を開始していること、県道小池竜田線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき熊本県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により熊本県が道路管理者となることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

**3 法第20条第3号の要件への適合性**

**(1) 得られる公共の利益**

本路線は、熊本県上益城郡益城町を起点とし、熊本市東区を經由して熊本市北区を終点とする延長 14.3km の幹線道路である。

本路線は、益城町のほか、一般国道 443 号の沿線地域にある御船町、甲佐町等から、熊本市東区に立地する高次都市機能等へのアクセス道路としての機能を担っていることなどから、沿線地域の経済活動や日常生活において、重要な役割を果たしている。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、交通混雑が発生しているほか、熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成 25 年熊本県条例第 25 号。以下「条例」という。）等に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存し、さらに、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により通行止めが生じたことなどから、幹線道路としての機能を発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、現道における交通混雑の解消が図られ、また、現道における線形不良箇所等を解消する新たな道路が整備され、現道の機能を代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、平成 28 年 6 月に環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音及び振動については、環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているバラタナゴ属、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ及びコガタノゲンゴロウその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ及びミズマツバその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 3 箇所存在し、1 箇所は調査不要とされ、また、2 箇所は既に調査が完了しており、今後、熊本県教育委員会と協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。なお、工事期間中に新たに遺構等が発見されれば、熊本県教育委員会と十分協議を行い、必要

に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の解消、線形不良箇所の回避など安全かつ円滑な自動車交通の確保を主な目的として、条例による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請のあった西側バイパス案（以下「申請案」という。）と、現道活用案、東側バイパス案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案と比較すると、取得必要面積は最も多いものの、宅地取得面積及び支障家屋は最も少ないこと、土工バランスは東側バイパス案より劣るものの、バイパス工事のため、現道の通過交通にほとんど影響がないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通混雑の解消を図る必要があること、条例等に定める道路構造を満足しない区間が存在すること及び熊本地震により通行止めが生じたことなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、現道が存する益城町長から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所  
熊本県上益城郡益城町役場